

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年2月24日(2011.2.24)

【公開番号】特開2008-209912(P2008-209912A)

【公開日】平成20年9月11日(2008.9.11)

【年通号数】公開・登録公報2008-036

【出願番号】特願2008-16291(P2008-16291)

【国際特許分類】

G 02 B 5/20 (2006.01)

G 02 F 1/1335 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/20 1 0 1

G 02 F 1/1335 5 0 5

【手続補正書】

【提出日】平成23年1月11日(2011.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】発明の名称

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の名称】混色部の修正方法及びカラーフィルタの作製方法

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1の着色層上に第2の着色層が重なる混色部の修正方法であって、

レーザビームを選択的に前記混色部に照射することで、前記混色部の前記第2の着色層は取り除かれ、

前記第1の着色層と前記第2の着色層とは色が異なり、

前記レーザビームは、前記第2の着色層に対する透過率よりも、前記第1の着色層に対する透過率が高い波長を有することを特徴とする混色部の修正方法。

【請求項2】

第1の着色層上に第2の着色材料が重なる混色部の修正方法であって、

レーザビームを選択的に前記混色部に照射することで、前記混色部の前記第2の着色層は取り除かれ、

前記第1の着色層と前記第2の着色層とは色が異なり、

前記レーザビームは、前記第2の着色層に対する透過率よりも、前記第1の着色層に対する透過率が10%以上高い波長を有することを特徴とする混色部の修正方法。

【請求項3】

請求項1または請求項2において、

前記第1の着色層及び前記第2の着色層は、液滴吐出法により形成することを特徴とする混色部の修正方法。

【請求項4】

請求項1乃至請求項3のいずれか一において、

前記第1の着色層は緑色の光を透過し、前記第2の着色層は青色の光を透過し、前記レ

ーレーザビームの波長は515nm以上600nm以下であることを特徴とする混色部の修正方法。

【請求項5】

請求項1乃至請求項3のいずれか一において、

前記第1の着色層は緑色の光を透過し、前記第2の着色層は赤色の光を透過し、前記レーザビームの波長は470nm以上585nm以下であることを特徴とする混色部の修正方法。

【請求項6】

請求項1乃至請求項3のいずれか一において、

前記第1の着色層は赤色の光を透過し、前記第2の着色層は緑色の光を透過し、前記レーザビームの波長は595nm以上700nm以下であることを特徴とする混色部の修正方法。

【請求項7】

請求項1乃至請求項3のいずれか一において、

前記第1の着色層は赤色の光を透過し、前記第2の着色層は青色の光を透過し、前記レーザビームの波長は580nm以上700nm以下であることを特徴とする混色部の修正方法。

【請求項8】

請求項1乃至請求項3のいずれか一において、

前記第1の着色層は青色の光を透過し、前記第2の着色層は緑色の光を透過し、前記レーザビームの波長は400nm以上500nm以下であることを特徴とする混色部の修正方法。

【請求項9】

請求項1乃至請求項3のいずれか一において、

前記第1の着色層は青色の光を透過し、前記第2の着色層は赤色の光を透過し、前記レーザビームの波長は400nm以上535nm以下であることを特徴とする混色部の修正方法。

【請求項10】

基板上に第1の色を有する第1の着色層を形成し、

前記基板上に、前記第1の色とは異なる第2の色を有する第2の着色層を形成し、

前記第1の着色層及び前記第2の着色層の形成により生じた、前記第1の着色層上に前記第2の着色層が重なる混色部に対して、レーザビームを照射することで、前記混色部の前記第2の着色層を取り除き、

前記レーザビームは、前記第2の着色層に対する透過率よりも、前記第1の着色層に対する透過率が高い波長を有することを特徴とするカラーフィルタの作製方法。

【請求項11】

基板上に第1の色を有する第1の着色層を形成し、

前記基板上に、前記第1の色とは異なる第2の色を有する第2の着色層を形成し、

前記第1の着色層及び前記第2の着色層の形成により生じた、前記第1の着色層上に前記第2の着色層が重なる混色部に対して、レーザビームを選択的に照射することで、前記混色部の前記第2の着色層を取り除き、

前記レーザビームは、前記第2の着色層に対する透過率よりも、前記第1の着色層に対する透過率が10%以上高い波長を有することを特徴とするカラーフィルタの作製方法。

【請求項12】

請求項10または請求項11において、

前記第1の着色層及び前記第2の着色層は、液滴吐出法により形成することを特徴とするカラーフィルタの作製方法。

【請求項13】

請求項10乃至請求項12のいずれか一において、

前記第1の着色層は緑色の光を透過し、前記第2の着色層は青色の光を透過し、前記レ

ーレザビームの波長は515nm以上600nm以下であることを特徴とするカラーフィルタの作製方法。

【請求項14】

請求項10乃至請求項12のいずれか一において、

前記第1の着色層は緑色の光を透過し、前記第2の着色層は赤色の光を透過し、前記レーザビームの波長は470nm以上585nm以下であることを特徴とするカラーフィルタの作製方法。

【請求項15】

請求項10乃至請求項12のいずれか一において、

前記第1の着色層は赤色の光を透過し、前記第2の着色層は緑色の光を透過し、前記レーザビームの波長は595nm以上700nm以下であることを特徴とするカラーフィルタの作製方法。

【請求項16】

請求項10乃至請求項12のいずれか一において、

前記第1の着色層は赤色の光を透過し、前記第2の着色層は青色の光を透過し、前記レーザビームの波長は580nm以上700nm以下であることを特徴とするカラーフィルタの作製方法。

【請求項17】

請求項10乃至請求項12のいずれか一において、

前記第1の着色層は青色の光を透過し、前記第2の着色層は緑色の光を透過し、前記レーザビームの波長は400nm以上500nm以下であることを特徴とするカラーフィルタの作製方法。

【請求項18】

請求項10乃至請求項12のいずれか一において、

前記第1の着色層は青色の光を透過し、前記第2の着色層は赤色の光を透過し、前記レーザビームの波長は400nm以上535nm以下であることを特徴とするカラーフィルタの作製方法。